



鳥取県公報

平成12年2月10日(木)
号外第7号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（管財課） 1

調 達 告 示

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県庁舎及び鳥取県庁東町・西町分庁舎清掃作業 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220及び271 鳥取県庁舎
鳥取市東町二丁目308 鳥取県庁東町分庁舎
鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎

(4) 履行期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで
(ただし、西町分庁舎は平成13年1月31日まで)

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) 平成12年2月10日（木）から同年3月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受

けていない者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けているとともに、同項第5号の事業の登録を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部管財課管理係
電話 0857-26-7015（直通）
- (2) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成12年3月22日（水）午前9時
鳥取県庁第2会議室（鳥取県庁本庁舎地階）
必要に応じて、現場の下見を行う。
- (4) 入札書の受領期限
平成12年3月24日（金）午前9時
- (5) 郵送による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。
- (6) 開札の日時及び場所
平成12年3月24日（金）午前9時10分
鳥取県庁第2会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び役務を履行できることを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年3月21日（火）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作

成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required

- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government (1-220 and 1-271 Higashi-machi Tottori-shi), 1Set
- ・ Cleaning of building of Tottori Prefectural Government Higashi-machi Branch Office (2-308 Higashi-machi Tottori-shi), 1Set
- ・ Cleaning of building of Tottori Prefectural Government Nishi-machi Branch Office (1-401 Nishi-machi Tottori-shi), 1Set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation

5:00 PM21, March, 2000

- (3) Time limit for the submission of tenders

9:00 AM24, March, 2000

- (4) Please contact: Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-

220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL 0857-26-7015